

改 正 案	現 行
<p>建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和五十年十二月二十日 建設省告示第千五百九十七号</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五政令第三百二十八号)第百二十九条の二の五第 二項第六号及び第三項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及 び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法 を次のように定める。</p> <p>第一 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p>	<p>建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上 支障のない構造とするための基準を定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和五十年十二月二十日 建設省告示第千五百九十七号</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五政令第三百二十八号)第百二十九条の二の二第 二項第六号及び第三項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及 び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準を次 のよつに定め、昭和五十一年一月一日から施行する。</p> <p>第一 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ 。)である管及び排水のための配管設備である管の構造は、次に定めるところに よらなければならない。</p> <p>一 建築物の部分を通り配管する場合には、当該配管部分に配管入り 口を設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。</p> <p>二 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合におい ては、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講 ずること。</p> <p>三 管を支持し、又は固定する場合には、つり金物又は防振口を用いる 等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。</p> <p>第二 飲料水の配管設備の構造は、第一によるほか、次に定めるところによらな</p>

一 給水管

- イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバ
ーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。
- ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

二 給水タンク及び貯水タンク

- イ 建築物の内部、屋上又は最上階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。
 - (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」といふ。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易にかつ安全に行うことができるように設けること。
 - (2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
 - (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
 - (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
 - イ 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」といふ。）に設けるものを除き、ほじりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
 - ロ 直径六十センチメートル以上の田が内接することができるものとすること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造の給水タンク等にあつては、この限りでない。
- (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる

ればならない。

一 給水管

- イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバ
ーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。
- ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

二 給水タンク及び貯水タンク

- イ 建築物の内部、屋上又は最上階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。
 - (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」といふ。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易にかつ安全に行うことができるように設けること。
 - (2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
 - (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
 - (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、ほじりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げたマンホール（直径六十センチメートル以上の田が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
- (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる

構造とする。こと。

(6) 圧力タンク等を除き、ほじりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

(7) 最下階の床下等その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水等を容易に覺知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講ずること。

(8) 圧力タンク等を除き、ほじりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が二立方メートル未満の給水タンク等については、この限りでない。

(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ イの場所以外に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 給水タンク等の底が地盤面下であり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が五メートル未満である場合においては、イの①及び③から⑤までに定めるところによること。

(2) ①の場合以外の場合においては、イの③から⑤までに定めるところによること。

第三 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行つことができる構造とする。こと。

構造とする。こと。

(6) ほじりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

(7) ほじりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が二立方メートル未満の給水タンク等については、この限りでない。

(8) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ イの場所以外に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 給水タンク等の底が地盤面下であり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が五メートル未満である場合においては、イの①及び③から⑤までに定めるところによること。

(2) ①の場合以外の場合においては、イの③から⑤までに定めるところによること。

第三 排水のための配管設備の構造は、第一によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行つことができる構造とする。こと。

□ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

- (1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管
- (2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
- (3) 給水ポンプ、空気調和器その他これらに類する機器の排水管
- (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいふ。以下この章において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

□ 内部の保守点検を容易かつ安全に行つことのできる位置にマンホール（直径六十センチメートル以上の円が円接することのできるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行つことのできる構造の排水槽にあつては、この限りでない。

ハ 排水槽の底には吸い込みピットを設ける等清掃がしやすい構造とすること。

二 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かつて十五分の一以上十分の一以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行つことのできる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三 排水トラップ

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

□ 二重トラップとならないように設けること。

□ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

- (1) 冷蔵庫、食器洗器、水飲器、洗たく器その他これらに類する機器の排水管
- (2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
- (3) 給水ポンプ、空気調和器その他これらに類する機器の排水管
- (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二 排水タンク

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

□ 内部の保守点検を容易かつ安全に行つことのできる位置にマンホール（直径六十センチメートル以上の円が円接することのできるものに限る。）を設けること。

ハ 排水タンクの底には吸い込みピットを設けること。

二 排水タンクの底の勾配は吸い込みピットに向かつて十五分の一以上十分の一以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行つことのできる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三 排水トラップ

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

□ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。

ニ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈澱しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ホ 封水深は、五センチメートル以上十センチメートル以下（阻集器を兼ねる排水トラップについては五センチメートル以上）とすること。

ク 容易に掃除ができる構造とすること。

四 阻集器

イ 汚水が油膜、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油膜、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

五 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によつて排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。

六 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水道その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいふ。以下この章において同じ。）

イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

ロ 排水再利用水の配管であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管

ハ 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。

ニ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈澱しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ホ 封水深は、五センチメートル以上十センチメートル以下（阻集器を兼ねる排水トラップについては五センチメートル以上）とすること。

ク 容易に掃除ができる構造とすること。

四 阻集器

イ 汚水が油膜、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油膜、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

五 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によつて排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。

にするが、又は他の配管設備と容易に判別できる色とする。』

ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をする。』

ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。』

第三 適用の特例

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第一（欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第一（第一号口を除く。）並びに第二第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が五立方メートルを超える給水タンク等については、第一第一号の規定の適用があるものとする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

第四 適用の特例

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第一（欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第一、第二（第一号口を除く。）並びに第三第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が五立方メートルを超える給水タンク等については、第二第三号の規定の適用があるものとする。